

箕面市

令和元年第4回箕面市議会定例会議案
(追加第2号)

第96号議案	業務委託契約締結の件（みのおキューズモール内における証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	5
第97号議案	業務委託契約締結の件（箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	7
第98号議案	業務委託契約締結の件（箕面市立東生涯学習センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	9
第99号議案	箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件	11
第100号議案	箕面市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件	23
第101号議案	箕面市公の施設の管理運営に係る関係条例の整備等に関する条例制定の件	33
第102号議案	箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件	47
第103号議案	箕面市立総合運動場条例改正の件	57

第96号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和元年11月29日提出

箕面市長 倉田哲郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | みのおキューズモール内における証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務 |
| 2 契約の相手方 | 箕面市坊島四丁目5番20号 みのお市民活動センター内
特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお
理事長 須貝昭子 |
| 3 契約の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第23条において準用する同法第20条第1項の規定によりみのおキューズモール内における証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務の委託契約を締結するため、同法第34条第3項の規定により提案するものである。

第97号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和元年11月29日提出

箕面市長 倉田哲郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務 |
| 2 契約の相手方 | 箕面市萱野二丁目11番4号
特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝
代表理事 埋橋伸夫 |
| 3 契約の期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第23条において準用する同法第20条第1項の規定により箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務の委託契約を締結するため、同法第34条第3項の規定により提案するものである。

第 98 号 議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和元年 11月 29 日 提出

箕面市長 倉田哲郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 箕面市立東生涯学習センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務 |
| 2 契約の相手方 | 箕面市箕面五丁目 11 番 23 号
公益財団法人箕面市メイプル文化財団
理事長 小枝正幸 |
| 3 契約の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 23 条において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により箕面市立東生涯学習センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務の委託契約を締結するため、同法第 34 条第 3 項の規定により提案するものである。

第九十九号議案

箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条の二第五項及び第二百四条第三項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定に基づき、法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第二条 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬（第十四条の基本報酬、第十六条の時間外勤務報酬、第十七条の休日勤務報酬、第十八条の夜間勤務報酬及び第二十条の宿日直報酬をいう。）及び期末手当

とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第三条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額又は時間額で定めるものとし、その額は、職務の内容及び責任その他職務経験等に応じ、月額三十五万五千円又は時間額三千円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第四条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月の一日から末日までを計算期間とし、翌月の規則で定める期日に支給する。ただし、勤務形態等を考慮して別に計算期間を定める必要がある者については、この限りでない。

2 フルタイム会計年度任用職員となつた者には、その日から給料を支給する。

3 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、月額で給料を定められたフルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給料の全額を支給する。

4 前二項の場合において、月額により給料の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員であつて、その月の一日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第五条 地域手当は、フルタイム会計年度任用職員に対して、箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の地域手当の率を勘案して規則で

定める額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第六条 通勤手当は、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員に支給する。

一 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため交通用具を使用することを常例とする職員（交通用具を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通用具を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、交通用具を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は交通用具を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 その者の一箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額。ただし、定期券の価額に相当する額（その額が五万五

千円を超えるときは、五万五千円）を上限とする。

二 前項第二号に掲げる職員 次のとおりとする。

イ 交通用具の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道二キロメートル以上五キロメートル未満である職員 勤務一回につき百円

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 勤務一回につき二百十円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 勤務一回につき三百五十五円

二 使用距離が片道十五キロメートル以上である職員 勤務一回につき五百円

三 前項第三号に掲げる職員 前二号に定める額の合計額

3 前二項の規定にかかわらず、勤務形態等を考慮して別に定める必要のある者についての通勤手当は、給与条例の適用を受ける職員の例により支給する場合の通勤手当の額の範囲内において規則で定めるところにより支給する。

4 前三項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第七条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、第十一條に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第八条 正規の勤務時間（任命権者が会計年度任用職員ごとにあらかじめ

定める勤務時間をいう。以下同じ。)以外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対し、給与条例の適用を受ける職員の例により時間外勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第九条 給与条例第十五条第一項各号に掲げる日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により休日勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第十条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務するフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により夜間勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十一条 フルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、月額で給料を定められた者については、当該給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの正規の勤務時間に五十二を乗じたものから箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年箕面市条例第二十一号)第九条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額とし、時間額で給料を定められた者については、当該給料の時間額及びこれに対する地域手当の額の合計額とする。この場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第十二条 宿日直勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、給

与条例の適用を受ける職員の例により宿日直手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第十三条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び第二十条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが六箇月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。）に対して、それぞれの基準日の属する月の規則で定める日（同条第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが六箇月以上のフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の七十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|---|------------|-------|
| 一 | 六箇月 | 百分の百 |
| 二 | 五箇月以上六箇月未満 | 百分の八十 |
| 三 | 三箇月以上五箇月未満 | 百分の六十 |
| 四 | 三箇月未満 | 百分の三十 |
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第二十二条第四項において同じ。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額で給料を定められた者 当該給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

二 時間額で給料を定められた者 それぞれの基準日以前六箇月以内のフルタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める

算出方法により求める給料と地域手当の合計額の一月当たりの平均額

4 給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定は、フルタイム会計年

度任用職員について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第十四条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、その額は、職務の内容及び責任その他職務経験等に応じ、月額三十五万五千円、日額一万六千円又は時間額三千円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第十五条 月額又は日額で基本報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬)

第十六条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対しても、給与条例の適用を受ける職員の例により時間外勤務報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外に勤務した時間と正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する時間外勤務報酬については、当該勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百の割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間で

ある場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務報酬）

第十七条 給与条例第十五条第一項各号に掲げる日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により休日勤務報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務報酬）

第十八条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対し、給与条例の適用を受ける職員の例により夜間勤務報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十九条 パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、月額で基本報酬を定められた者については、当該基本報酬の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの正規の勤務時間に五十二を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とし、日額で基本報酬を定められた者については、当該基本報酬の日額を一日当たりの正規の勤務時間で除して得た額とし、時間額で基本報酬を定められた者については、当該基本報酬の時間額とする。この場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直報酬）

第二十条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により宿日直報酬を支給する。
（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第二十一条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給方法とする。ただし、勤務形態等を考慮して別に計算期間を定める必要がある者については、この限りでない。

- 一 月額で基本報酬を定められた者　月の一日から末日までを計算期間とし、当月の規則で定める期日に支給する。
- 二 日額で基本報酬を定められた者　その都度支給する。ただし、勤務の日数に応じて当月末までの分を翌月の十日までに一括して支給することができる。
- 三 時間額で基本報酬を定められた者　月の一日から末日までを計算期間とし、翌月の規則で定める期日に支給する。
- 2 日額又は時間額で基本報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、正規の勤務時間内におけるその者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。
- 3 パートタイム会計年度任用職員となつた者には、その日から報酬を支給する。
- 4 パートタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。ただし、月額で基本報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。
- 5 前二項の場合において、月額により基本報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員であつて、その月の一日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬の額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第二十二条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項において同じ。）に対して、支給日に支給する。

これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが六箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、一週間当たりの正規の勤務時間が規則で定める時間未満の者については、期末手当は支給しない。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の七十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額で基本報酬を定められた者 当該基本報酬の月額

二 日額又は時間額で基本報酬を定められた者 それぞれの基準日以前六箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める基本報酬の一月当たりの平均額

5 給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末

手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第二十三条 紿与条例第十三条の二の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第二十四条 パートタイム会計年度任用職員が第六条第一項各号に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の通勤に係る費用弁償の額は、第六条第二項の規定を準用する。
3 前二項の規定にかかわらず、勤務形態等を考慮して別に定める必要のある者についての通勤に係る費用弁償は、給与条例の適用を受ける職員の例により支給する場合の通勤手当の額の範囲内において規則で定めるところにより支給する。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第二十五条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法は、箕面市職員旅費条例(昭和四十八年箕面市条例第九号)の規定の例による。

3 前二項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員のうち語学指導等の職務に従事させるために採用した外国人が、その任用期間の満了により帰住する場合においては、その旅行に係る費用弁償を支給することができる。

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第二十六条 第二条から前条までの規定にかかわらず、勤務の特殊性等を

考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）第一条の規定による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第三条第三項第三号に規定する特別職として任用されていた者及び改正前の法第二十二条第五項の規定に基づく臨時の任用を行っていた者に係る給与及び費用弁償の支給に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

第一百号議案

箕面市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

箕面市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市条例第 号 箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例

(箕面市職員分限条例の一部改正)

第一条 箕面市職員分限条例（昭和二十八年箕面市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一号を加える。

三 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員 同条第二

項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十八年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「合計額」の下に「(法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員については箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年箕面市条例第 号）第十三条第三項に規定する期末手当基礎額とし、法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については同条例第二十二条第四項に規定する期末手当基礎額とする。)」を加える。
(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第三条 箕面市職員退職手当条例（昭和二十八年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「を除く。」の下に「及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

第三条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第四条第二項第二号中「以外の者」の下に「で給料が月額で定められたもの」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第一号に掲げる者以外の者で給料が時間額で定められたもの 退職の日におけるその者の給料の時間額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の時間額とする。）に百六十二・七五を乗じて得た額

第九条第五項前段中「、職員以外の地方公務員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員を除く。）」を加える。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第四条 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項を削る。

（箕面市議会事務局条例等の一部改正）

第五条 次に掲げる条例の規定中「常時勤務する」を「常時勤務を要する職を占める」に、「臨時に雇用される者」を「地方公務員法（昭和二十一年法律第二百六十一号）第二十二条の三第四項に基づき臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限

る。)」に改める。

一 箕面市議会事務局条例（昭和三十一年箕面市条例第三十八号）第三条

二 箕面市職員定数条例（昭和三十四年箕面市条例第十七号）第一条

三 箕面市消防職員定数条例（昭和三十四年箕面市条例第十八号）第二条

条

四 箕面市公営企業職員定数条例（昭和四十二年箕面市条例第七号）第一条

一条

五 箕面市病院企業職員定数条例（平成二十一年箕面市条例第十八号）

第一条

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第六条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「（法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第七条 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十三条の三第一項」の下に「及び第十七条」を加える。

第十七条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第十七条 企業職員で地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員 報酬及び期末手当
 - 二 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
- 2 会計年度任用職員の給与の基準については、箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年箕面市条例第 号）の適用を受ける職員の例による。
- （箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（箕面市職員旅費条例の一部改正）の一部改正）
- 第八条 箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十三年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。
- 第五条に次の一号を加える。
- 五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額
- （箕面市職員旅費条例の一部改正）
- 第九条 箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項第一号中「箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）第二十二条第一項に規定する臨時職員」を「地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」に改める。

(箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部改正)

第十条 箕面市消防団員等の定員、任免、服務、給与等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第三条第三項第三号」を「第三条第三項第二号」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正）

第十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十二条 箕面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「していいる職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十九年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第二十一条に次の二項を加える。

2 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第十三条」とあるのは

「箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年箕面市条例第 号）第七条」と、「給与条例第十七条」とあるの

は「同条例第十一條」とする。

3 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「給与条例第十三条」とあるのは「箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第十五条」と、「給与条例第十七条」とあるのは「同条例第十九条」とする。

(箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十三条 箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年箕面市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第十七条の見出し中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「箕面市一般職の職員の給与に関する条例第二十二条第一項に規定する臨時職員」を「地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十四条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年箕面市条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(箕面市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十五条 箕面市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年箕面市条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員法」の下に「第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

(箕面市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第十六条 箕面市職員の厚生制度に関する条例（平成十八年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第二号中「受ける者」の下に「（法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条第三号及び第四号中「受ける者」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十七条 箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第二十四条 企業職員で地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「この条において「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員 報酬及び期末手当

二 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
2 会計年度任用職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。

(箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十八条 箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改定する。

第二条中「第二十二条第五項の規定により」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員で」に改める。

第三条、第四条（見出しを含む。）及び第十条中「基本賃金」を「給料」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（適用除外）

第十三条 箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）第二十四条の規定は、従事員には適用しない。

（箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十九条 箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）の一部を次のように改定する。

第二条第一項中「第十七条第一項」の下に「及び第二十四条」を加える。

第二十四条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第二十四条 企業職員で地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員 報酬及び期末手当

二 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員 紹料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 会計年度任用職員の給与の基準については、箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年箕面市条例第 号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第八条の規定による改正後の箕面市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例を整備するため、本条例を制定するものである。

第一百一号議案

箕面市公の施設の管理運営に係る関係条例の整備等に関する条例を次の

条例制定の件

箕面市公の施設の管理運営に係る関係条例の整備等に関する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉田哲郎

箕面市公の施設の管理運営に係る関係条例の整備等に関する
条例

(箕面市立図書館条例の一部改正)

第一条 箕面市立図書館条例（昭和四十一年箕面市条例第十五号）の一部

を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(入館の制限)

第三条の二 箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を禁じ、又は図書館からの退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
 - 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
 - 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
 - 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が図書館の管理上支障があると認める者
- 第四条第一項中「箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

(箕面市立図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市立図書館条例の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の改正規定の次に次のように加える。

第三条の二を削る。

第十七条を改め、同条を第二十九条とし、同条の前に一章及び章名を加える改正規定（第二十四条に係る部分に限る。）中「ついては」の下に「、第四条の二中「委員会」とあるのは「指定管理者」と」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第四条を第六条とし、同条の前に二条及び章名を加える改正規定を次のように改める。

第四条を第六条とし、同条の前に次の三条及び章名を加える。

(開館時間、休館日等)

第四条 図書館の開館時間及び休館日並びに図書館資料の貸出し及び利用に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

(入館の制限)

第四条の二 箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を禁じ、又は図書館からの退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者

四 前三号に掲げるもののほか、委員会が図書館の管理上支障があると認める者

(館長等)

第五条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

第二章 会議室等の利用

(簗面市立郷土資料館条例の一部改正)

第三条 簗面市立郷土資料館条例（平成元年簗面市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(入館の制限)

第四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、資料館への入館を禁じ、又は資料館からの退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が管理上支障があると認める者

(簗面市立萱野三平記念館条例の一部改正)

第四条 簗面市立萱野三平記念館条例（平成五年簗面市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に第一条を加える。

(入館の制限)

第三条の二 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、

涓泉亭への入館を禁じ、又は涓泉亭からの退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が管理上支障があると認める者

第五条第一号中「利用者」の下に「(第二条の規定により許可を受けた者をいう。以下同じ。)」を加える。

(簗面市立総合保健福祉センター条例の一部改正)

第五条 簗面市立総合保健福祉センター条例（平成七年簗面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(入館の制限)

第八条の二 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める者

(簗面市立ケアセンター条例の一部改正)

第六条 簗面市立ケアセンター条例（平成十五年簗面市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
 - 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
 - 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
 - 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者
- 第十二条第一項中「き損」を「毀損」に改める。
- (箕面市立障害者福祉センター条例の一部改正)
- 第七条 箕面市立障害者福祉センター条例（平成十五年箕面市条例第五十号）の一部を次のように改正する。
- 第十条第一項中「から退館させる」を「からの退館を命ずる」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
 - 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
 - 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
 - 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者
- (箕面市立コミニティセンター条例の一部改正)
- 第八条 箕面市立コミニティセンター条例（平成十六年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
- 第九条の次に次の一条を加える。
- (入館の制限)
- 第九条の二 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。
- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者

二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

第十二条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

(箕面市立市民活動センター条例の一部改正)

第九条 箕面市立市民活動センター条例（平成十六年箕面市条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「善良な」を「善良の」に改め、同条の次に次の一
条を加える。

(入館の制限)

第十二条の二 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し
ては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずるこ
とができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認
める者

(箕面市立市民文化ホール条例の一部改正)

第十一条 箕面市立市民文化ホール条例（平成十六年箕面市条例第四十三号）
の一部を次のように改正する。

第十三条中「の入館を禁ずる」を「への入館を禁じ、又は文化ホール
からの退館を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」
を加え、同条第三号中「善良な風俗を乱す」を「善良の風俗を害する」

に改める。

第十六条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

(箕面市立老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第十一条 箕面市立老人デイサービスセンター条例（平成十六年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

- 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。
- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
 - 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
 - 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
 - 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

第十一条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

(箕面市立介護老人保健施設条例の一部改正)

第十二条 箕面市立介護老人保健施設条例（平成十六年箕面市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(入館の制限)

第七条の二 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

第十条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

(箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例の一部改正)

第十三条 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例（平成十七年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「の入所を禁ずる」を「への入所を禁じ、又はセンターからの退所を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を

加え、同条第三号中「善良な風俗を乱すおそれが」を「善良の風俗を害するおそれの」に改める。

第十七条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第二十条中「附属施設等」を「附属設備等」に改める。

(箕面市立総合運動場条例の一部改正)

第十四条 箕面市立総合運動場条例（平成十七年箕面市条例第二十七号）

の一部を次のように改正する。

第十五条中「の入場を禁ずる」を「への入場を禁じ、又は総合運動場からの退場を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「善良な風俗を乱す」を「善良の風俗を害する」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十八条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

(箕面市立箕面文化・交流センター条例の一部改正)

第十五条 箕面市立箕面文化・交流センター条例（平成十七年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「の入館を禁ずる」を「への入館を禁じ、又は退館を命ず

る」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号中「善良な」を「善良の」に改める。

（簗面市立かやの広場条例の一部改正）

第十六条 簗面市立かやの広場条例（平成十七年簗面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「利用者が」を削る。

第十六条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

（簗面市立医療保健センター条例の一部改正）

第十七条 簗面市立医療保健センター条例（平成十七年簗面市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

（入館の制限）

第七条の二 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

第九条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

（簗面市立老人いこいの家条例の一部改正）

第十八条 簗面市立老人いこいの家条例（平成十八年簗面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「の入館を禁ずる」を「への入館を禁じ、又は老人いこいの家からの退館を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号中「善良な風俗を乱す」を「善良の風俗を害する」に改める。

第十六条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

(箕面市立障害者自立支援センター条例の一部改正)

第十九条 箕面市立障害者自立支援センター条例（平成十八年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

第十一条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

(箕面市立人権文化センター条例の一部改正)

第二十条 箕面市立人権文化センター条例（平成二十一年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「の入館を禁ずる」を「への入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号中「善良な風俗を乱す」を「善良の風俗を害する」に改める。

(箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例の一部改正)

第二十一条 箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例（平成二十二年箕面市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「禁ずる」を「禁じ、又は自然館からの退館を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号中「善良な風俗を乱す」を「善良の風俗を害する」に改める。

第十五条第五項中「科用料金」を「利用料金」に改める。

第十六条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

（箕面市立斎場条例の一部改正）

第二十二条 箕面市立斎場条例（平成二十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一号中「善良な」を「善良の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（入場の制限）

第十一条の二 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、聖苑への入場を禁じ、又は聖苑からの退場を命ずることができ
る。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

第十七条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

（箕面市立斎場条例の一部改正）

第二十三条 箕面市立靈園条例（平成二十二年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(入園の制限)

第二十七条の二 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、靈園への入園を禁じ、又は靈園からの退園を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

(箕面市立多世代交流センター条例の一部改正)

第二十四条 箕面市立多世代交流センター条例（平成二十三年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「禁ずる」を「禁じ、又はセンターからの退館を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号中「善良な風俗を乱す」を「善良の風俗を害する」に改める。

(箕面市立小野原多世代地域交流センター条例の一部改正)

第二十五条 箕面市立小野原多世代地域交流センター条例（平成二十四年箕面市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「禁ずる」を「禁じ、又はセンターからの退館を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号中「善良な」を「善良の」に改める。

(箕面市立多文化交流センター条例の一部改正)

第二十六条 箕面市立多文化交流センター条例（平成二十四年箕面市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「禁ずる」を「禁じ、又はセンターからの退館を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号中「善良な」を「善良の」に改める。

（箕面市立駐車場条例の一部改正）

第二十七条 箕面市立駐車場条例（平成二十五年箕面市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

（箕面市立船場広場条例の一部改正）

第二十八条 箕面市立船場広場条例（平成三十年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項各号列記以外の部分及び第一号中「利用者が」を削る。
（箕面市立生涯学習センター条例の一部改正）

第二十九条 箕面市立生涯学習センター条例（令和元年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「の入館を禁ずる」を「への入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずる」に改め、同条第一号中「又は」の下に「他人の」を加え、同条第三号中「善良な」を「善良の」に改める。

附 則

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

（提案理由）

公の施設の入館制限等の規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第一百二号議案

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 箕面市いじめ問題対策連絡協議会（第二条—第四条）

第三章 箕面市いじめ等調整委員会（第五条—第八条）

第四章 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会（第九条—第十二条）

第五章 箕面市いじめ重大事態再調査委員会（第十三条—第十五条）

第六章 雜則（第十六条—第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の規定に基づき、箕面市いじめ問題対策連絡協議会その他いじめの防止等の対策のための附属機関に關し必要な事項を定めるものとする。

第二章 箕面市いじめ問題対策連絡協議会
(設置)

第二条 法第十四条第一項の規定に基づき、箕面市立学校、箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）その他のいじめの防止等（法第一条

に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。) に関する機関及び団体により構成される箕面市いじめ問題対策連絡協議会(以下この章及び第六章において「連絡協議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第三条 連絡協議会は、前条に規定する機関及び団体(以下「関係機関等」という。) の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、関係機関等の相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第四条 連絡協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、関係機関等に属する者及び教育委員会が必要と認める者から教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。) で定める。

第二章 箕面市いじめ等調整委員会

(設置)

第五条 法第十四条第三項及び第二十八条第一項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、箕面市いじめ等調整委員会(以下この章及び第六章において「調整委員会」という。) を置く。

(所掌事務)

第六条 調整委員会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

一 いじめ、体罰その他児童等の教育に関して生じた問題の調整に関する事項

二 法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対処として学校が実施した事実関係の調査結果及び措置に関する事項

三 重大事態に係る事実関係の調査に関する事項（第九条に規定する第三者調査委員会に諮問する場合を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関する教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第七条 調整委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、福祉、教育等に關し専門的な知識又は経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調整委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、第二項に規定する者のうちから教育委員会が任命し、その任期は、任命の日からその者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、委員会規則で定める。

（調査補助員）

第八条 調整委員会は、第六条第三号に規定する重大事態に係る事実関係の調査を補助させるために必要があるときは、調査補助員を置くことができる。

- 50 -
- 2 調査補助員は、諮問された重大事態に關し利害關係を有せず、調整委員会が適當と認めた者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 調査補助員は、調整委員会の指示により調査を補助し、又はその結果を調整委員会に報告するものとする。
- 4 調査補助員の任期は、第二項の規定による委嘱の日から調整委員会が指示した調査補助の業務が終了する日までとする。
- #### 第四章 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会
- (設置)
- 第九条 法第二十八条第一項の規定に基づき重大事態に対処するため、教育委員会の附屬機関として、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会(以下この章及び第六章において「第三者調査委員会」という。)を置く。
- (所掌事務)
- 第十条 第三者調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて重大事態に係る事実関係について調査審議し、答申するものとする。
- (組織)
- 第十一条 第三者調査委員会は、委員十人以内で組織する。
- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に關し専門的な知識又は経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から前条の規定による答申及びこれに伴う事務が終了する日までとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第三者調査委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、委員会規則で定める。
- 第十二条 第八条の規定は、第三者調査委員会について準用する。
- #### 第五章 箕面市いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

第十三条 法第三十条第二項の規定に基づき、市長の附属機関として、箕面市いじめ重大事態再調査委員会（以下この章及び次章において「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第十四条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて重大事態に係る法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査審議し、答申するものとする。

(準用)

第十五条 第八条及び第十一條の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第八条第二項及び第十一條第二項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、同条第四項中「委員会規則で」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。

第六章 雜則

(守秘義務)

第十六条 連絡協議会、調整委員会、第三者調査委員会及び再調査委員会の委員（臨時委員を含む。）及び調査補助員（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬)

第十七条 委員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 報酬の支給方法は、月の初日から末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を任命権者が定める日までに一括して支給する。ただし、任命権者が必要があると認める場合は、勤務一日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

(費用弁償)

第十八条 委員等が次に掲げる旅行をする場合は、費用弁償として旅費を支給する。

一 本市域外に住所又は居所がある者が、当該住所又は居所から所属公署に旅行する場合

二 公務により所属公署を離れて旅行する場合

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の規定中市長に属する事項（別表第二号に掲げる業務をする場合にあつては、同条例別表二の項に掲げる職員に属する事項）を準用する。

(報酬及び費用弁償の支給制限)

第十九条 市の職員が委員等を兼ねる場合については、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）第八条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十一の項」を「六十の項」に、「六十二の項」を「六十一年の項」に改め、同条第四項中「六十二の項」を「六十一年の項」に改める。

別表中五十の項を削り、五十一の項を五十の項とし、五十二の項から六十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

(箕面市いじめ防止対策推進協議会条例の廃止)

3 箕面市いじめ防止対策推進協議会条例（平成二十七年箕面市条例第四

号) は、
廃止する。

別表（第十七条、第十八条関係）

一 委員等が会議に出席する場合

一 箕面市いじめ問題対策連絡協議会		二 箕面市いじめ等調整委員会		三 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会		四 箕面市いじめ重大事態再調査委員会		五 調査補助員	
委員	委員	臨時委員	委員	委員	委員	委員	委員	日額	日額
								八、九〇〇円	八、九〇〇円
								八、九〇〇円	八、九〇〇円

二 委員等が重大事態に係る事実関係の調査のために関係者の陳述の聴取、検証、書類作成、打合せ等をする場合

一時間につき一一、〇〇〇円を超えない範囲内で任命権者が定める額

(提案理由)

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等の対策のための機関を設置するため、本条例を制定するものである。

第一百三号議案

箕面市立総合運動場条例改正の件

箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年十一月二十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立総合運動場条例の一部を改正する条例

第一条 箕面市立総合運動場条例（平成十七年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表箕面市立第二総合運動場の部市民プールの項を次のように改める。

水泳・水遊場	箕面市外院一丁目
--------	----------

附則第三項の前の見出しを「（選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例）」に改め、同項を次のように改める。

3 委員会は、第二総合運動場の水泳・水遊場の最初の指定管理者の指定手続については、第四条の規定にかかわらず、当該水泳・水遊場の建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十七号）第八条第一項の規定により選定した民間事業者（次項において「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

附則第四項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「新条例」を削り、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 第四条第三項の規定は、前項の規定により選定事業者を指定管理者

の候補者として選定する場合について準用する。

第二条 箕面市立総合運動場条例の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第八条 総合運動場の開館時間及び休館日は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、総合運動場の開館時間及び休館日を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

第九条及び第十条を削り、第十一条を第九条とし、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条第三号中「第十六条第三号」を「第十四条第三号」に改め、同条を第十二条とし、第十五条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第十八条の二中「第十四条第三号又は第十六条第三号」を「第十二条第三号又は第十四条第三号」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条を第十八条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において箕面市教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（箕面市立総合運動場条例第一条の表に係る部分を除く。）及び次項の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和二年四月一日

（準備行為）

2 . 第一条の規定による改正後の箕面市立総合運動場条例第一条の規定により新たに設置される第二総合運動場の水泳・水遊場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

箕面市立第二総合運動場に水泳・水遊場を設置するため、本条例を改正するものである。

